

○「北洋ビジネスダイレクト」ご利用規定

1. 第1条第2項(利用申込)に以下を追加

平成25年9月30日以前の契約者は、平成26年4月1日以降は、原則としてワンタイムパスワード認証サービスを利用すること、またはワンタイムパスワード認証サービスを利用しない場合には、本人確認方法は電子証明書方式によるものとします。なおワンタイムパスワード認証サービスの詳細については、別途定める「北洋ビジネスダイレクトワンタイムパスワード認証サービス利用にかかる規定」によるものとします。

2. 第2条第3項(本人確認手続き)(1)②(ID・暗証番号方式)を変更

<変更前>

ログオンIDおよびパスワードにより契約者ご本人であることを確認する方式。

<変更後>

ログオンIDおよびパスワードにより契約者ご本人であることを確認する方式。

なお、ワンタイムパスワード認証サービスを利用する場合は、電子証明書方式又はID・暗証番号方式による本人確認を選択できますが、ワンタイムパスワード認証サービスを利用しない場合には、本人確認方法は電子証明書方式に限るものとします。

○北洋ビジネスダイレクトワンタイムパスワード認証サービス利用にかかる規定

第2条(利用申込)を変更

<変更前>

1. 本サービスをご利用の場合には、契約者はワンタイムパスワード規定が適用されることを承諾のうえ、当行所定の方法によりお申込みするものとします。
2. 申込を受付後、当行は申込内容等を確認し申込を承諾した場合に、契約者に対しワンタイムパスワード認証サービスで使用するOTPカードを所定枚数発行し、当行所定の方法により契約者に交付します。ただし、当行は契約者の状況を適宜総合的に判断のうえ、お申込みを承諾しないことがあります。

<変更後>

1. 本サービスをご利用の場合には、契約者はワンタイムパスワード規定が適用されることを承諾のうえ、当行所定の方法によりお申込みするものとします。ただし、平成25年9月30日以前の契約者は、申込は不要とします。
2. 申込を受付後、当行は申込内容等を確認し申込を承諾した場合に、契約者にワンタイムパスワード認証サービスで使用するOTPカードを所定枚数発行し、当行所定の方法により契約者に交付します。